

運動部活動活動方針

仙台市立三条中学校

1 本校の部活動が目指すもの

ねらい

- (1) 各部の活動は、生徒の自主的な活動とし、体力や知識・技能を高め、最後までやり抜く忍耐力をつけることを目標とする。
- (2) 顧問や指導にあたる方々とのふれあいを通して、人間的な成長を図り、充実した学校生活を送ることができるようにする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ① 部活動顧問は、年間活動計画を作成する。
- ② 部活動顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③ 部活動顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

方針

- ① 部活動は、全員加入によるものではなく、あくまでも希望者による自由入部とする。
- ② 部活動への所属は1年更新で、毎年、4月に入部届を提出する。
- ③ 指導者および顧問は本校職員を原則とし、部活動指導員及び外部指導者の協力を得ることができる。
 - ・本活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月の活動計画の作成

- ・部活動顧問は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

(4) 毎月の活動計画の通知

- ・部活動顧問は、上記（3）毎月の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・部活動顧問は、校長に毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する運動部

- ・陸上 ・野球 ・サッカー ・水泳 ・卓球（男）
- ・バドミントン（男・女）
- ・バスケットボール（男・女） ・バレーボール（女）
- ・特設部（駅伝）

(2) 活動時間

期間	平日	土曜日・日曜日・祝日
3月～10月	18時終了 18時10分完全下校	*顧問の指示による。 *原則として、土日のどちらかは練習を休みとする。
11月～2月	17時30分終了 17時40分完全下校	*土日両日活動した場合は前後の土曜日、日曜日に休養日を設ける。 *体育館、校庭の使用時間のローテーションは別表を作成する。

※中総体、新人大会、春季大会など中体連が主催・共催する大会等の1か月前は各期間の活動終了時間から30分の延長が可能。ただし延長が可能な期間（ハイシーズン）の設定は年間3回までとする。

(3) 保護者への説明

- ①部活動ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②部活動顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上休養日を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
学期中、週2日以上休養日を設けられない場合、原則として、前週または翌週に代替の休養日を設けることとする。
- ②土曜日及び日曜日の両日に活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
- ③祝日・休日は週末と同じ扱いとする。祝日・休日に部活動をした場合は、ほかの土曜日・日曜日に振り替える。
- ④大会参加についても同様とし、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
- ⑤週末及び祝日、休日、学校の休業日に、練習試合や大会参加等で3時間程度を超えて活動した場合には、原則として前週または翌週の週末に代替の休養日を設けることとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ①同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。

②ハイシーズンに限り、7：30～8：00までの30分間、朝練習を行うことができる。ただし週2日以内、朝と放課後の活動を合わせて2時間以内とする。

※朝練習を行った場合は、放課後の延長はできない。

※朝練習のローテーションについては、実施する部活動で協議する。

④朝練習を行う場合は必ず保護者に文書で申し込み・承諾を取ることとする。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

①年間計画に強化練習期間（ハイシーズン）を設定することができる。年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも長時間（30分）活動することができるものとする。（中総体、新人戦など中体連が主催・共催する大会等）

②強化練習期間（ハイシーズン）は大会へ向けた1か月程度とする。

③中学校体育連盟主催の県大会や東北大会、全国大会へ勝ち進んだ場合には、校長の許可のもと、強化練習期間（ハイシーズン）を延長できる。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

※中体連が主催・共催する大会は以下の通り。

種目	開催時期	中学校体育連盟共催の大会
バスケットボール	3月	春季大会
野球	4月	春季大会
バレーボール	1月	市民総合大会
剣道	8月	錬成大会

※中学校体育連盟主催・共催以外の主な大会例

種目	開催時期	大会名
陸上	7月、8月	・通信陸上 ・ジュニアオリンピック予選
サッカー	7月	・1年生大会
バドミントン	4月、2月	・春季大会 ・1年生大会
卓球	5月	・市中学校対抗卓球大会

※中総体、新人大会の他にハイシーズンを設定とする大会を各部1つ選ぶ

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

①部活動顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選

するよう努める。

②部活動顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。

※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。